

令和8年 第1回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和8年1月15日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

令和8年1月15日

## 東京都教育委員会第1回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第1号議案

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第2号議案から第5号議案まで

東京都公立学校教職員の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) (仮称)子供・若者体験活動施設 区部基本計画(案)について

(2) 令和7年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について

(3) 都立高校生対象の防災士養成講座について

(4) 東京都公立学校教職員の懲戒処分について

教 育 長	坂 本 雅 彦
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人 (欠 席)
委 員	宮 原 京 子
委 員	高 橋 純
委 員	萩 原 智 子

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	坂 本 雅 彦
次長	岩 野 恵 子
教育監	瀧 沢 佳 宏
総務部長	山 本 謙 治
地域教育支援部長	神 永 貴 志
指導部長	山 田 道 人
人事部長	秋 田 一 樹
人事企画担当部長	矢 野 克 典

(書 記) 総務部教育政策課長 小 川 謙 二

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和8年第1回定例会を開会します。

本日は、北村委員から所用により御欠席と届出を頂いております。

本日は、東京新聞社ほか4社からの取材と、3名の傍聴の申込みがございました。また、東京新聞社ほか4社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可をしてもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可をいたします。入室をしてください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、萩原委員にお願いします。

### 前々回の議事録

【教育長】 11月20日の令和7年第19回定例会議事録については、既に御覧を頂いたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしいですか。—— 〈異議なし〉 ——では11月20日の令和7年第19回定例会議事録については承認いただきました。

また、12月18日の令和7年第20回定例会議事録を配布しておりますので、御覧いただ

き、次回の定例会で承認いただきたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第2号議案から第5号議案、並びに報告事項（4）につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしいですか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきまして、そのように取り扱います。

## 議 案

### 第1号議案

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、第1号議案「東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を人事企画担当部長からお願いします。

【人事企画担当部長】 はい、よろしくお願いいたします。「東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

令和7年6月に、いわゆる、給特法と学校教育法が改正されまして、組織的な学校運営と指導の促進を図るために、新たに主務教諭の職が主幹教諭と教諭との間に設置をされました。主務教諭は、児童等の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し、教諭、その他の職員間における総合的な調整を行う職とされているところでございます。東京都におきましては、平成21年度から、都の独自の職といたしまして、主任教諭を、特に高度な知識・経験を必要とする教諭の職として任用しておりまして、校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割を担い、指導・監督層である主幹教諭のサポートを行うとともに、同僚や若手教員への助言・支援などを職務内容といたしまして、学校運営等において成果を上げているところでございます。

法における主務教諭は、現行のこうした都におきます主任教諭と同様の趣旨・役割の職であると整理できるため、都におきましては法に基づきまして、主務教諭の職を設置いたしまして、主任教諭をこれに位置付けることといたします。

その職名につきましては これまでと引き続き同様の主任教諭の名称を使用するも

のといたしまして、規定の整備を行いたいと考えているところでございます。改正の詳細は、別紙のとおりでございます。施行の期日は、令和8年4月1日となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきまして原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

ありがとうございます。それでは、本件につきましては原案のとおり承認を頂きました。

## 報 告

(1) (仮称) 子供・若者体験活動施設 区部基本計画 (案) について

【教育長】 それでは、報告事項(1)「(仮称) 子供・若者体験活動施設 区部基本計画 (案) について」の説明を地域教育支援部長からお願いをいたします。

【地域教育支援部長】 それでは、報告事項(1)「(仮称) 子供・若者体験活動施設 区部基本計画 (案) について」報告させていただきます。

本事業につきましては、区部・多摩に現在1箇所ずつ設けておりますユース・プラザにつきまして、令和6年12月に、子供・若者を取り巻く状況の変化等を踏まえた新たな事業のコンセプトや機能を示した事業構想を策定しております。この事業構想を踏まえて施設が老朽化した区部施設における事業内容や事業手法等について、外部の有識者にも御意見を頂きながら検討を進め、この度、区部基本計画案として取りまとめたものでございます。以下、資料に沿って概要の説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番目、施設の概要でございます。事業構想におきましては、「子供・若者の自立・発達に向けた社会を共創する施設」。こちらを新たな事業のコンセプトといたしまして、その機能として「子供・若者に多様な体験活動を提供する」、「子供・若者の自主的な活動・交流の機会や場を提供する」、「担い手となる様々なNPO団体

等が参画・交流し、情報交換等を行う機会を提供する」、この3点を考えております。

これらを踏まえまして、「2 事業内容」におきましては、本事業の中核となる体験活動のプログラムにつきまして、現在想定している活動例を機能別に示しております。まず、中段、子供・若者への多様な体験活動の提供では、個人の意欲・能力を引き出す、ポテンシャルを見いだす体験といたしまして、体験機会の少ない子供・若者を対象とした、芸術文化やスポーツに触れる体験や、特性に合わせた学習支援など、また、他者との交流・協働といった、社会参画に向けた体験といたしまして、不登校等、課題や特性に応じた子供同士の交流や、障害のある子供・若者の仕事体験などを想定しているところでございます。

また、その下、子供・若者の自主的活動・交流の機会や場の提供といたしまして、体験活動プログラム等の企画・運営への参画や、自主的活動の発表、NPOとの参画交流の機会の提供といたしまして、参画するNPOとの交流・情報交換の機会の提供などを想定しております。

3点目、施設整備につきまして、整備の方向性といたしまして、築50年近くが経過したスポーツ・文化学習棟の改築を行うこと、宿泊棟は一部改修を行うことを示しております。また、施設規模につきましては、体験活動の提供に必要なスペースの整備などによって、延床面積で約1万8,500平米ほどを想定しております。

次のページの「4 実現手法」についてでございます。新たな施設は施設整備等を伴うことに加えまして、体験活動の中核としつつ、貸館や宿泊事業等も実施するというのもございまして、(1)に示した、①～③の視点に基づきまして、サービス面から事業手法の検討を行っているところでございます。その結果、(2)に、サービス面から見た望ましい事業手法といたしまして、体験活動プログラムの提供は、専門的な知見やNPOとのネットワークを有するコーディネーターが実施する。また、施設整備・維持管理等につきましては、施設運営事業者が一括して実施することが望ましい、としているところでございます。

また、(3)財政面の検討でございますが、新たな施設のライフサイクルコストといたしまして、直営で行う場合につきましては、施設整備費は約259億、維持管理・運営にかかる経費としては、年間約15億、利用料収入は、毎年約6億と見込んでいる

ところでございまして、この結果を基に将来の物価上昇を見据えつつ、PFI事業として実施する場合の財政負担の削減割合を示すVFM、こちらについても試算を行っております。その結果として、直営と比べまして、10%超の削減効果が期待できるということを確認しております。なお、この試算結果は現時点での想定でございますので、このまま引き続き精査をしてみたいと考えております。

こうした検討を踏まえまして、(4)事業手法につきましては、体験活動プログラムの提供をコーディネーターが実施し、施設整備・維持管理等はPFI方式で一括して行い、東京都が全体統括を行う官民連携スキームが望ましいとしているところでございます。このスキームで実施することによりまして、都の政策的な要請やコーディネーターの知見を踏まえた質の高い体験活動プログラムの提供や、効率的・効果的な業務遂行、また、コストの削減が期待できると考えているところでございます。

「5 今後のスケジュール」でございます。今後は、5に掲げたスケジュールを基本に、施設の改修・改築を進め、新たな事業を開始していく予定でございます。また、この区部の基本計画の案につきましては、本委員会終了後に公表いたしまして、パブリックコメントの受付を開始する予定となっております。その後、パブリックコメントでいただいた御意見などを踏まえた上で、改めて基本計画の成案としてお諮りをさせていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 御説明ありがとうございました。とても良い施設ができるのではないかと期待しています。今後のスケジュールで設計・解体ですけれども、特別支援学校の子供たち、児童・生徒も使うということになれば、障害のある方達が使いやすい施設にさせていただきたいと思います。でき上がった時には、使い勝手が悪いということがないようお願いしたいと思います。以前、私自身が人工呼吸器を付けたお子さんの宿泊の様子を見た時に、施設のコンセントの位置なども大事だなと思ったので、是非、利用者の方の声を聞いて設計させていただきたいと思います。お願いします。

【教育長】 地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 御意見ありがとうございます。今回の基本計画におきましても、共用施設なども含め、バリアフリーに配慮した設計を行うということを明記させていただいております。いただいた御意見を踏まえまして、施設整備に当たりましても、その観点を重視して設計等を進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 ありがとうございます。改修から運用までかなり時間がかかるので、将来、社会情勢、若者や子供のニーズも変わってくると思うので、是非、柔軟性を持たせて計画をしていただけたらと思います。

もう1点は、現在計画中の場所がユース・プラザという名称であるということは理解していますが、今後、新しい事業が始まる中で、正式名称とは別に愛称のようなものを作るのか、ということが気になりました。子供たちが呼びやすく、愛着を持って過ごせる場所になってほしいと思う願いもあるので、御検討をお願いします。子ども達にとって、自分達の居場所になるような名前をつけていただけたらと思っております。

【教育長】 地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 御意見ありがとうございます。まず、1点目につきまして、体験活動プログラムの設計はコーディネーターが担うということになっておりますが、都の政策の状況や社会状況の変化を踏まえまして、プログラムの策定に当たっては、私どもも関わりながら、その時代の状況に即したプログラムとしていきたいと考えております。

もう1点につきましては、こちらについても、今は（仮称）ということではあります。この施設の名称や愛称については、それぞれ親しみを持っていただけるように、例えば、公募等々も行っていければと考えております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございます。老朽化が進んでいるということもありますし、社会のニーズも変わってきているということで、今回こういった形で新たに改修・改築をしていくということは、良いお話だなというように伺っておりました。2ページ目、官民連携スキームのところ、スケジュールには事業者選定が令和9年

度ということになっていますが、コーディネーターはどのような形で選んでいくのか、ということと、例えば、そのコーディネーターが体験活動プログラムを提供するということになると、プログラムの内容に応じて、設計を少し検討しなければいけないということにならないのか、ということが少し気になりました。先ほどの秋山委員のお話もそうなのですが、どのようなプログラムを提供するか、ということによって、設計も少し変わるかと思いますので、その辺りをどのように調整していくのか、ということも含めて教えていただいてもよろしいでしょうか。

【教育長】 地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 ありがとうございます。コーディネーターの選定については、現在、NPO等にもヒアリングを進めているところですので、そちらの状況を踏まえ、選定を進めてまいりたいと考えております。

もう1点、先ほどの、内容に応じた部分につきましては、有識者の方々からも、多様なプログラムを提供できるように、スペース等については、ある程度多様な目的に活用できるような施設とすることが望ましい、というような御意見もいただいておりますので、設計に当たってもそういった視点を考慮して、様々な形に対応できるような施設構成、していきたいと考えております。

【教育長】 よろしいでしょうか。ほかにいかかでしょうか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 ありがとうございます。こういった公共施設が整備されていくということは、私は非常に重要なことだと思っています。東京はやはり、民間の施設が非常に充実していると思いますし、こういった体験施設も国の方で、オリンピックセンターやゆめ基金など、そういったものを積極的に行っていて、都民はいろいろな意味でアクセスしやすいと思うのですけれども、人口の割合に比べて、なかなか予約は取りづらいたとか、広報については、都や国も行っていたりするのだけれども、やはり民間の方々の方がうまいので、民間の方しかやってないのではないか、のような感じで民間施設に高いお金を払ってやってしまう。ただ、それはそれでサービスも良いので、僕は重要なことだと思えますけれども、そのようなことを考えていくと、少し興味があるけれど少し躊躇ちゅうちよしているような都民の皆さんが、気楽に使えるような予約

の仕組みや広報の仕組みなどを考えていただきたいなと思っています。以上です。

【教育長】 よろしいでしょうか。ほかにいかかでしょうか。よろしいでしょうか。

—— 〈異議なし〉 ——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきましては、報告として承りました。

## (2) 令和7年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について

【教育長】 それでは、報告事項(2)「令和7年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について」の説明を指導部長からお願いをいたします。

【指導部長】 よろしく願いいたします。「令和7年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について」説明いたします。

資料の左側、「1 目的」を御覧ください。本表彰は、子供たちが知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、ほかの範となる顕著な姿や努力が認められる幼児、児童及び生徒を表彰し広くこれを顕彰することを目的に、昭和59年度から実施をしております。

「2 対象」ですが、都立学校及び区市町村立学校(園)に在学する児童・生徒等です。

「3 表彰基準」です。表彰基準は、資料に記載の3点となりまして、本表彰ではスポーツ部活動において著しい成果を上げたことのみをもって表彰対象とするものではなく、児童・生徒等が日頃から地道に活動を継続した姿や、主体的に考え行動したことで、他の児童・生徒等に良い影響を与えた姿や活動、社会のために貢献しようと取り組んだ姿に光を当てて表彰を行っております。

「4 表彰件数」ですが、今年度の表彰件数は323件で、本事業が始まった昭和59年度以降の延べ件数は5,877件となりました。

資料の右側の上の表を御覧ください。表彰基準及び、校種別に表彰件数を示しております。表彰件数は、基準(1)が212件、基準(2)が42件、基準(3)が69件となります。

続きまして、右側の下段のグラフです。表彰件数の推移を御覧ください。令和2年度に表彰基準が改正されまして、その後は改正後です。令和5年度までは表彰件数が増えまして、その後は大きな変動もなく落ち着いております。これは、区市町村立学校についても、各自治体の教育委員会が独自で表彰を設けて、表彰すべき児童・生徒が積極的に表彰されるようになっていると伺っておりますので、そういったことが影響していると考えられます。

なお、本年度は、本事業実施がより一層理解されるように、新たに教員向けのチラシを作成するとともに、例年のとおり、校長会において周知してまいりました。児童・生徒等の人数の割合ではなく、子供たちの豊かな人間性や努力の過程に焦点を当てた表彰が定着してきた結果であると捉えております。

続きまして、「5 表彰式」についてですが、資料の左下を御覧ください。今年度の表彰式は、2月7日（土）に開催する予定です。子供たちが自分の行動に自信や誇らしい気持ちを持ち、更に成長できる機会になるような式にしたいと考えております。

本日は、児童・生徒等の優れた活動をいくつか紹介いたします。初めに、表彰基準（1）「地道な活動を継続的に行い、他の児童・生徒の範となる者」の活動です。こちらは、中学校の生徒の活動になりまして、生徒会長として、生徒の意見を集約し、それを反映するために粘り強く教員に交渉を行う姿や、中学生海外派遣の代表として、国際交流を深め、帰国後、派遣団交流の内容を在校生に伝える姿が他の生徒の範となっている事例です。

続きまして、こちらは、聴覚障害特別支援学校の児童の活動です。右の写真では、1番左の児童になりますが、この児童は毎日欠かさず読書や日記に取り組みました。また、児童会長として、月1回の朝会を企画、それから司会になりまして、全ての児童が楽しめるような取組について、身に付けた国語力を生かして、文字、音声、手話を用いて伝えるなど、小学部の学校生活の中心的な存在となっています。

続いて、表彰基準（2）「当該児童・生徒等が自ら学び考え行動した活動が契機となり、その結果が波及し、他の児童・生徒の具体的な行動や取組に良い影響を与えた者」の活動の事例です。こちらは、小学校の児童の活動になります。この児童は、自ら能登半島地震について調べて絵本を描きました。その絵本を被災地に送りまして、

読者の方からは、「どんな言葉よりも励まされた」というメッセージを頂いたそうです。その主体的な行動は、他の児童の地震への関心や被災者への思いやりに繋がっております。

続きまして、こちらは高等学校の生徒の活動になります。例年、来場者が大変多く、来場時に行列ができていた文化祭において、この生徒は、特設サイトを作成しまして、来場者の滞在時間の管理ができるようなシステムを開発し、文化祭の成功に貢献した事例となります。この取組によりまして、他の生徒の行事をより良くする意識の向上に繋がった事例となります。

続いて、表彰基準（3）「環境美化活動や福祉活動、伝統・文化の継承活動、奉仕活動、地域社会における活動等を継続的に実践するなど、社会の一員として社会のために貢献しようとした者」の事例です。こちらは中学校の団体で行った活動になります。この団体は、地域の公園の清掃で集めた落ち葉を腐葉土にして、植えた植物で学校にグリーンカーテンの設置をいたしました。また、駅前の花壇の手入れに取り組むなど、環境美化に努めております。地域の方々から感謝の言葉が寄せられ、生徒が地域に貢献する喜びを実感する機会となった事例です。

続きまして、こちらは高校生の人命救助の活動です。写真がないため、画像は文字だけとなっております。この生徒は、定期的に地域と連携したボランティア活動に取り組んでおり、社会に貢献する活動を行っております。地域のマラソン大会に救護ランナーとして参加した際、心肺停止となった方に、AEDを用いて救命処置を実施し、初期の救命活動に貢献した事例です。

活動の紹介は以上となります。こちらの、被表彰者名簿は、東京都教育委員会のホームページに掲載を予定しております。以上で、「令和7年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について」の報告を終わります。

**【教育長】** ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。高橋委員、お願いします。

**【高橋委員】** ありがとうございます。毎年ですけれども、非常に優れた取組だなと感じております。表彰によって本人が、嬉しくなるといいますか、「やって良かった」や「これからも続けていこう」と思うことも重要だとは思いますが、周りの方

もこういったことが模範となる行動だと、皆に広がる方が都のレベルが上がると思いますか、もっと豊かに暮らしていけると思うのですが、そういった今、紹介して下さった良い取組の例のようなものが、より広報されていくような仕組みや工夫というものは何かございますでしょうか。

【教育長】 指導部長、お願いします。

【指導部長】 そちらの方は、我々のホームページにも掲載しておりまして、自治体もそうですが、各学校では地域にも公開しておりますので、そういった意味で全体の部分と細かい部分でも公表はしております。

【教育長】 高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 私は地方の暮らしが長かったので、こういった表彰があると、だいたい地方ですと、地元の新聞やテレビが充実しているので、広くいろいろな世代の方に伝わるのですが、なかなか東京だと伝わりにくい、という部分もあるかと思うので、是非、いろいろな世代の学校関係者だけではなく、いろいろな方にこういった良い取組をした方の具体的な取組の内容が、お名前だけではなくて、伝われば良いなと感じております。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかかでしょうか。萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 ありがとうございます。幼稚園児がゼロですが、過去、幼稚園で受賞した児童、団体がいるのかどうか教えてください。加えて、個人的には、表彰基準の（１）～（３）を幼稚園児に求めることは、大変ではないかと感じています。今後、幼稚園児を表彰対象者とする場合、新しい基準等を設けるかどうかも教えていただきたいと思います。

【教育長】 指導部長、お願いします。

【指導部長】 令和４年度に、基準（２）で１件ありまして、この事例は、動物のお世話で表彰されています。いずれにしても、幼稚園用に基準を設けるということは難しいと思いますが、考えさせていただきます。

【教育長】 よろしいでしょうか。ほかにいかかでしょうか。宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。とても良い取組で、内容も拝見しましたが、それぞれ地道に行っていらっしゃる活動をしっかりと表彰することは良い取組だと思います。今、学校のリストも拝見しておりましたが、やはり学校側がしっかりと見てあげないと表彰までたどり着かないということなので、広まってきたという話ではありましたが、学校によって表彰される、されないということができるだけ起こらないように、引き続き学校に対する周知を早めに行っていただきますようお願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。———〈異議なし〉———

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきましては、報告として承りました。

### (3) 都立高校生対象の防災士養成講座について

【教育長】 続きまして、報告事項(3)「都立高校生対象の防災士養成講座について」の説明を引き続き、指導部長よりお願いします。

【指導部長】 「都立高校生対象の防災士養成講座について」、本講座のこれまでの応募状況、今年度の講座の様子、防災士を取得した高校生の取組例、そして、今後の方向性について報告いたします。

「1 概要」を御覧ください。本講座は、令和4年度から都立高校等の生徒及び教員を対象に、将来の防災リーダーを育成することを目的として実施をしており、防災士の資格を取得するプログラムとなります。高校生の応募者、防災士取得者等の状況ですが、表の一番上、応募者のところを御覧いただきますと、令和4年度の実績は145名、令和6年、令和7年は定員200名を越えております。また、表の一番下、本講座をとおして、防災士の資格を取得した都立高校生の人数となっております。令和4年度から令和7年度の5年間で合計531名の防災士が誕生しております。

次に、「2 令和7年度の講座の様子」を御覧ください。令和7年度は、令和7年8月5日から7日までの3日間にわたり、防災に関する講義、体験的活動を組み合わせ

せたプログラムを受講いたしました。東日本大震災等でボランティアとして活動した講師のお話や映像を真剣に視聴する姿が見られました。また、避難所運営体験では、グループ内で活発な意見交換が行われ、自分の学校でもやりたいという声もございました。講座の後のアンケートでは、身を守る術を知っているのと知らないのでは、大きな差があることを痛感したなどの感想があり、受講した高校生の防災への意識を更に高める機会となったと捉えております。

続きまして、「3 防災士を取得した都立高校生の取組例」についてです。防災士を取得した高校生は、様々な場面で、学び得た防災に関する知識を活用して取組を行っており、こちらは一例ですが、都内の公立小学校を訪問し、ゲストティーチャーとして、防災に関する紙芝居やクイズなどを通じて、防災の大切さを説明し、自治体の防災訓練や地域の防災活動に参加をしております。こちらの例は、小石川中等教育学校ですが、この他にも、足立工科高校の生徒なども行っております。

今後、都立高校防災士として、防災士養成講座で学んだことを様々な機会還元して、社会貢献に繋がるように支援をしてみたいと考えております。

現在、防災士の認定を受けた生徒や教師が在籍する都立高校名やその取組を「防災教育ポータルサイト」で発信をしております。今後、都立高校生防災士の取組内容を収集いたしまして、様々な形で情報を発信し、都民へ広報するとともに、都立高校生防災士と小・中学校、関係機関との連携が推進されるようにしてみたいと考えております。

また、防災士の資格を取得した都立高校生の消防団加入につきましても、消防庁と連携して進めたいと考えております。

報告は以上となります。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 ありがとうございます。これもまた、非常に優れた取組だと感じております。一つ伺いたいのは、定員が200名で応募した人は200名を超えているのですが、実際の受講決定者というのは、200名を下回って169人等ですが、この辺りはどのような事情になるのでしょうか。

【教育長】 指導部長、お願いします。

【指導部長】 オーバーするので、次の年に回ってもらうなどの調整をして、学年等を考えていくとこの数になっていくと思います。この辺りは予算を取る際に、少しずつ増やしながらかえていきたいと思います。

【教育長】 高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 ありがとうございます。また、最終的に受講して、防災士という資格認定というように、資格試験があると思いますが、その間20名ほど、受験はしたけれど資格は取れなかったという方がいると思うのですけれども、せっかくなので、最後まで受講しただけでも非常に良いことだと思いますので、受講が終わった証といえますか、それを賞賛してあげるような仕組みがあると良いなと思ったのですが、何かありますか。

【教育長】 指導部長、お願いします。

【指導部長】 資格取得になるので、残念ながら全員合格することではない、ということが現状です。いただいた御意見については考えてみますが、いずれにしても、受講した生徒は自分のためにはなっていると思うので、また受講してもらえればと思います。

【高橋委員】 もう一つ良いですか。この防災士ではないのですけれども、海外の学校に行けば資格を取った子や、こうした受講を終えた子はバッチをつけていることがあるので、これだけバッチをあげるのは少し違うのかもしれませんが、東京都ではたくさん取組があつて、主体的に行っていることに対して、賞賛する仕組みがあつたら良いと思っており、資格が取れば、もちろんゴールですけれども、努力した証を定めてあげれば、というように思いました。以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかかでしょうか。宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 今の高橋委員の御意見には賛成なのですが、全く異なる質問をさせていただきます。この防災士の資格は、一度取得したら、更新は必要なくずっと、というものなのでしょうか。この防災士の資格自体を良く分かっていないので。また、高校生が防災士をとった際に、ここのポータルサイトに登録させるということですが、

その方々が高校を卒業して社会に出たときも、この防災士の資格は使えるものなのか、という意味で聞きました。

もう一つは、この防災士に応募をしていらっしゃる方、年々増えているなど思っているのですが、これも学校の偏りがあるのか、教えてください。

【教育長】 指導部長、お願いします。

【指導部長】 まず、資格はずっと有効になります。例えば、出初め式でも防災士の方の行進があるので、そういった形で世の中と繋がっていくかと思えます。

それから学校、191校の全部が応募しているわけではありませんので、今後は、学校としても取り組みたいという工科高校も増えていきますし、それから、北豊島工科高校や園芸高校なども多く受けているのですけれども、そういったものを増やすようにしたいと考えております。いずれにしても、200名の定員を変えるには予算をとらなきゃならないため頑張っていきます。

【教育長】 宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 一生、防災士というように名乗れるということは、地域の防災にとって非常に心強いことだと思いますし、防災士の資格をとっていただいた方が、社会に出てくるのは、非常に素晴らしい取組だと思いますので、是非、続けていただきたいのと、もう一つは、受けたけれどもうまくいきませんでした、という方のフォローアップはないのかなというようなことを含めまして、更新はしなくて良いようですけれども、一度勉強をしてもその後忘れてしまうかもしれないので、こういったポータルサイトで防災士の資格を東京都の取組で取られた高校生や大学生が、その後少しフォローアップで知識の更新ができるようなことも含めて、是非、予算確保について御検討いただけたらと思います。

【教育長】 指導部長、お願いします。

【指導部長】 消防庁と連携をとりまして、少し考えさせていただきます。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 とても良い取組だと思います。これは、都立高校の魅力に繋がるのではないかと思います。ほかにも資格が取れるようなものがあれば、どんどん養成講座を作っていて、魅力の一つとしてアピールしていただきたいと思います。

また、高橋委員がおっしゃった、受講した後ですけれども、受講修了書というものを、よく研修が終わったらもらえるものがありますが、そういったものを差し上げるのも良いと思います。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかかでしょうか。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきましては、報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

2月2日(月) 午前9時30分

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、日程等の都合によりまして、2月2日月曜日午前9時30分から教育委員会室で開催したいと存じます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会については2月2日月曜日午前9時30分から開催したいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、次回の定例会は、今、申し上げたとおり行うことといたします。

それでは、これから後は非公開の審議に入りたいと思います。

(午前10時41分)